

## 第31回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第31回岩手町農業委員会総会は、令和5年1月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第8 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 乙茂内 丈久

6番 福士 好子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江  
農地利用係長 千葉 優子  
副主任 藤川 翔太郎  
農地利用最適化推進委員 久保 晃彦

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第31回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

4番佐々木夏子委員、5番福浦昌博委員のご兩名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。  
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めます。

議案書は、5ページをご覧ください。

番号14、土地の所在は、大字沼宮内第30地割地内の畑1,131㎡について、譲り渡す方の労力不足により隣に住んでいる農業者の方が譲り受けて耕作していくものでございます。場所につきましては、6ページをご覧ください。

続いて、議案書は、7ページになります。

番号15、土地の所在は、大字御堂第3地割地内の畑21,956㎡について、譲り渡す方は、以前より労力不足のため中間管理事業により貸借しておりましたが、合意解約し増反を望む記載の譲りうける方との合意により土地代記載の金額で所有権移転するものでございます。売買価格10アールあたり約95,645円となります。

場所につきましては、8ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

久保推進委員 現地調査の結果について、推進委員の久保から報告いたします。

本日、午前9時から田中委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号14番と15番の農地について報告します。

14番の農地は、●●の東側約50メートルのところであり、畑として管理されておりました。

15番の農地は、●●の南西約400メートルのところであり、牧草地として管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長 現地調査員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番幅委員 15番の農地買う方、農業は何をしている方か。

局長補佐 奥中山の方です。酪農です。

議長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 打ち切ってよろしいですか。では、これより採決に入ります。  
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第5、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、9ページをご覧ください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めますのでございます。

10ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字五日市第10地割地内の畑304㎡について、宅地へ接続する通路として利用するものでございます。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

詳細につきましては、現地調査員及び県知事への意見書・調査書について事務局より説明いたします。以上です。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

また、県知事への意見書・調査書につきまして、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を担当委員よりお願いします。

久保推進委員 現地調査の結果について、推進委員の久保から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

4条申請、受付番号1番の農地転用の件について報告します。

1番の申請地は●●の南側にあり、畑として管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 続いて、許可申請に係る意見書及び調査書について事務局より説明をお願いします。

副 主 任 続きまして、私の方から意見書・調査書について説明します。

受付番号1番の申請について説明いたします。10ページをご覧ください。

転用目的は、この後、議案第3号にて意見の決定をいただく農地法5条申請、一般住宅建築に伴う申請地までの通路整備を行おうと言うものであります。

通路部分は所有者が変わらず自分自身で転用をかけるので農地法4条申請。家を建てるため土地の所有権移転と農地転用を同時にかけるものは5条申請です。

申請箇所及び事業計画、土地利用計画はそれぞれ11ページから13ページまで記載の通りとなります。続きまして、14ページ及び15ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、各種基準を全て満たしていることから、総じて許可足りうる案件であると考えられます。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番府金委員 家を建てた方は、●●さんの土地を通路として使うのか。

副 主 任 そのことについても相談を受けていました。

転用してすべての計画が済むまでは●●さん名義ですので、すべて済んだら共有名義にするかどうか決めて手続きを進めていただくこととなります。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

#### ◎議案第3号

議 長 日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は、16ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めるも

のでございます。

17 ページをご覧ください。

番号 13、14、土地の所在は、大字五日市第 10 地割地内の各畑 1 筆 345 m<sup>2</sup>、合計 2 筆 690 m<sup>2</sup>について、それぞれ一般住宅を建築するため土地代総額記載の金額において売買するものでございます。なお、1 m<sup>2</sup>あたり 14,782 円となります。

場所につきましては、18 から 23 ページをご覧ください。

事業計画等詳細につきましては、19 ページから 22 ページ、24 ページから 27 ページをご覧ください。

こちらにつきましても現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

また、県知事への意見書・調査書につきまして、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

久保推進委員 現地調査の結果について、推進委員の久保から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5 条申請、受付番号 13 番と 14 番の農地転用の件について報告します。

農地は 13 番、14 番共に先ほどの農地法 4 条の申請箇所に隣接しており、同様に畑として管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

副 主 任 続きまして、私の方から意見書・調査書について説明します。

受付番号 13 番の申請について説明いたします。18 ページをご覧ください。申請箇所は先ほど議案第 2 号にて意見を決定いただいた申請地に隣接しており、転用目的は一般住宅建築で売買による所有権移転が行われます。事業計画、土地利用図は 19 ページ及び 20 ページに記載の通りとなります。21 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、各種基準を全て満たしている事から総じて許可足りうる案件であると考えられます。

また、14 番の申請につきましては 13 番の申請地の隣であり、内容は 23 ページから 27 ページに記載してある通りとなりますが、13 番の申請と比較して譲受人以外の項目であります転用目的や申請面積、売買価格、各種基準が全て同一のものとなりますので説明を割愛いたします。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。  
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議 長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は28ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

29ページをご覧ください。

番号21、土地の所在は、大字土川第1地割地内の畑1,204㎡について、申請者が相続を受ける前の所有者の時からすでに建築物があり現在に至っているものがあります。

場所等につきましては、30ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

久保推進委員 現地調査の結果について、推進委員の久保から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号21番の農地について報告します。

21番の対象地は、●●の向い側にあり、申請の通り建築物があり経年劣化も見られ、長期間宅地扱いで利用されていたのを確認いたしました。

対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。  
議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第5号

議 長 次に日程第8、議案第5号、中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第5号。議案書は31ページをご覧ください。

中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、令和4年度岩手町農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見の決定を求めるものでございます。

32ページをご覧ください。

土地の所在は、大字久保第8地割地内の畑3,208㎡につきまして、中間管理事業において当初所有者の相続人が耕作する予定でありましたが、労力不足ため記載の株式会社●●が10アール3,000円にて借受け耕作していくものでございます。以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。  
議案第5号、中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第6号

議 長 次に日程第9、議案第6号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集



積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第6号。議案書は34ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和4年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

35ページをご覧ください。

番号176から178について、農地中間管理事業による集積によるものでございます。

176については、土川地区の地域集積の区域内とはならないですが、労力不足のためお互いの合意によるものでございます。

177については、今まで耕作していた方が労力不足のため耕作できなくなった事もあり中間管理事業により賃貸借の契約を交わして双方の合意により耕作していくものです。

178については、土川・新田地区の中間管理に含めるものでございます。合意により耕作していくものでございます。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって会議を閉じ、第31回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時10分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

4 番

5 番